

令和 4 年度子ども発達センター事業計画について

新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、今後も基本的な感染防止対策を徹底していくことが求められているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 4 年 4 月 1 日付けで事業計画を作成しましたが、今後の感染拡大の影響等により、見直しが必要となる可能性も考えられます。今年度も、国や東京都の動向や取組に注視しながら、柔軟に対応していきます。

なお、令和 4 年 3 月 22 日から 5 月 22 日まで、東京都は「リバウンド警戒期間」に指定していましたが、当該期間中、子ども発達センターでは、事業の縮小や休止はせず、入館時の検温や体調確認、手指消毒や手洗いの励行、館内や玩具等の消毒、こまめな換気等基本的な感染防止対策を徹底したうえで事業を運営しました。

また、令和 4 年 2 月 15 日から、東京都による「通所系・訪問系の事業所における集中的検査」が開始され、令和 4 年度も引き続き、週 1～2 回、全職員に対して抗原適性検査による集中的検査をしております（6 月 30 日終了予定）。

（令和 4 年 6 月 23 日現在）

令和4年度子ども発達センター事業計画

(令和4年4月1日)

1 目標

- (1) 発達に遅れやかたよりのある子どもとその心配のある子ども並びにその家族に対し、療育及び子育て支援を行うことにより、子どもの健やかな成長を促します。
- (2) 第2期調布市障害児福祉計画（令和3年度～5年度）に基づき、引き続き地域における中核的な支援機関である「児童発達支援センター」として、子どもと保護者に寄り添った事業の充実を図ります。
- (3) 障害児等に対して一貫した支援を推進するため、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、関係機関との連携を図りながら支援体制の充実を図ります。

2 事業方針

- (1) 通園事業の円滑な運営（児童発達支援）

委託事業者である調布市社会福祉事業団との連携により安定的な運営に努め、引き続き専門性の確保と療育内容の充実を図ります。給食提供については、令和4年度から、事業団に栄養士を新規に1人配置することで、きめ細かな献立作成やアレルギー対応の徹底、また、子どもの食生活についての指導・助言を行う等、より安全で充実したサービス提供に努めます。

また、医療的ケアが必要な子どもの受入れについては、安全に配慮し、対応していきます。

- (2) 発達支援事業の充実

個別指導やグループ指導により、子どもの発達状況について保護者の理解を促すとともに、一人ひとりの発達に応じた療育を実施します。

また、外出することが困難な、重度の障害があるお子さん等に対し、居宅を訪問して療育を行う居宅訪問型児童発達支援事業を実施します。

- (3) 相談事業の充実

ア 関係機関との連携を深め、保護者が就学以降も継続して相談できる機関であることの周知を図ります。

イ 障害児等福祉教育連携会議における情報共有や子ども施設所管部署との連携を図ることにより、障害児等に対する一貫支援を推進します。

ウ 子ども施設訪問事業、子ども施設職員向け研修会、療育見学会など、子ども施設職員を対象に支援を行います。

エ 子ども発達センターの言語聴覚士、心理士、保育士等の専門職が、幼稚園や保育園を定期的に訪問し、子どもの対応やクラスの運営方法等について職員に対して助言等を行う巡回支援事業を引き続き実施します。

オ 就労している保護者も相談ができる機会をもてるよう、土曜日の初回相談を実施します。

カ アウトリーチについては、令和2年度～3年度の実績を踏まえ、より効果的な取組となるよう、実施時期や内容等を検討・試行します。

キ 発達に障害やかたよりがある子どもの就園・就学や、療育機関の利用、医療機関への受診等について、保護者にライフステージに応じた情報提供を行うとともに、ライフステージの移行期において家庭や支援機関等と連携して情報の引継ぎを行い、支援サービスのコーディネートを行う「発達相談コーディネーター」を1人配置し、相談体制を強化します。

(4) 緊急一時養護事業・リフレッシュ支援事業の円滑な運営

事業の周知に努めるとともに、安全・安心に配慮した運営に努めます。

(5) 障害児相談支援事業

障害児のサービス等利用計画を作成する障害児相談支援事業を着実に実施します。

(6) 保育所等訪問支援事業

子どもの保育所等における集団生活への適応支援を図るため、保育所や幼稚園等、子ども施設を訪問し専門的な支援を実施します。

3 体制及び職員数（令和4年4月1日現在）

(1) 職員 18人

センター長 1，副主幹 1，係長 2（事務 1，言語聴覚士 1），事務 1，保健師 1，作業療法士 1，児童指導員 1，福祉職 3，保育士 7（うち再任用 1）

(2) 非常勤職員 40人

嘱託医 3，言語聴覚士 9，心理士 7，作業療法士 5，理学療法士 1，発達支援員 6，障害児福祉相談員 1，事務員 2，保育補助 6

※ 調布市社会福祉事業団 45人（通園事業を運営委託）

職員 15人

（園長 1，事務 1，主任 2，看護職 1，福祉職 9，栄養士 1）

臨時職員 30人

（福祉職 20，看護職 6，緊急一時担当 3，事務補助員 1）

4 事業計画

(1) 通園事業（児童発達支援）＊児童福祉法に基づく事業

ア 内容

子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し、社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援します。

(ア) 定員

1日40人

(イ) 対象

3～5歳児の障害児（障害者手帳所持または障害の診断を受けた子ども＝児童福祉法に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者）

(ウ) 通園日

月曜日～金曜日

（土曜日・日曜日に行事の場合は、振替休園とする）

(エ) 通園時間

午前9時30分から午後2時30分まで

イ 運営

事業運営を調布市社会福祉事業団に委託します。児童福祉法における児童発達支援の事業者として、運営主体である社会福祉事業団

及び障害福祉課との密な情報共有に努め、安定的な運営に努めます。

通園事業支援として、専門職が子どもの指導にあたり、療育の専門性の向上を図ります。

平成30年度に医療的ケアを必要とする子どもの受入れを開始し、今年度も2人の対象児を受け入れています。

令和2年10月から開始した給食提供については、栄養士を新規に1人配置することで、きめ細かな献立作成やアレルギー対応の徹底、また、子どもの食生活についての指導・助言を行う等、より安全で充実したサービス提供に取り組みます。

(2) 発達支援事業

子どもの年齢や一人ひとりの発達に応じて、個別療育やグループ療育を行います。遊びを通じて子どもの健やかな成長を促し、関係機関との連携を行いながら、子育て家庭を支援します。

保護者との情報共有に努め、幼稚園・保育園在籍児については、在籍園との連携を強化します。

ア 個別療育（月～金曜日午前・午後） *調布市単独事業

内 容		頻 度
言語・心理療法 （親子参加） 0～5歳児対象	発達や言語・コミュニケーション等に支援を必要とする子どもを対象に、言語・心理療法を実施します。	1～2か月に1回 1時間
作業療法 （親子参加） 概ね3～5歳児 対象	遊びや日常生活における動作及び活動等に支援を必要とする子どもを対象に、作業療法を実施します。	月1～2回 1時間
運動療法 （親子参加） 6か月～5歳児 対象	運動発達に遅れのある子どもや、肢体不自由児を対象に、運動療法を実施します。	月1～3回 45分

イ グループ療育(定員各グループ概ね4～6人) *調布市単独事業

内 容		実施日	頻度
親子グループ (親子参加)	1歳児グループ	親子での遊びを通して、 子どもの発達や特性につ いての保護者の理解を深 めるとともに、子どもの 成長を促します。	金午前 1グループ 月1～2回 1時間30分
	2歳児グループ		月～金午前 4～5グループ× 4期 1期9回 1時間30分
	3歳児グループ	小グループ活動を通し て、コミュニケーション 能力や集団生活での適応 力、友達との関わりの育 ちを促します。	火・水・金午前 3グループ 月2回 1時間30分
	4歳児グループ		火・水午後 金午前 3グループ 月2回 1時間30分
	5歳児グループ		火～金午後 7グループ 月2回 1時間30分
	作業活動 グループ 3～5歳 児対象	運動遊びや机上課題を通 して、身体や手先を使う 経験を積んでいきます。 小グループ活動を通して コミュニケーション能力 や集団生活での適応力の 育ちを促します。	火・水・木午後 8グループ 月2回 1時間
幼児グループ (子のみ参加) 3～5歳児対 象	小グループ活動を通して コミュニケーション能力 や集団生活での適応力の 育ちを促します。また、 子どもに応じた日常生活 習慣の確立を目指しま す。	月・火・木 10時～12時50分 3グループ 週1回 2時間50分	

ウ 通園事業在籍園児支援 ＊調布市単独事業

内 容		対 象
言語・心理療法 作業療法 運動療法	通園事業在籍園児に対し、各種専門療法を個別またはグループで実施します。	通園事業在籍園児

エ 居宅訪問型児童発達支援事業 ＊児童福祉法に基づく事業

外出することが困難な、重度の障害があるお子さん等に対し、居宅を訪問して療育を行う居宅訪問型児童発達支援事業を実施します。

【参考】

第2期調布市障害児福祉計画サービス見込み量（令和4年度）

延べ利用日数 144日 実利用者数 6人

(3) 相談事業

子どもの発達に心配や不安を抱えている保護者からの相談や、子ども施設からの相談に対応するほか、関係機関と協力し、子育て家庭を支援します。また、保護者が就学以降も継続して相談できること、発達に遅れ等のある18歳未満の子どもや、その保護者も対象とした相談機関であることについて周知を図ります。

ア 子ども支援 ＊調布市単独事業

(ア) 利用相談

就学前の発達に心配のある子どもの保護者の相談に応じるとともに、発達センターの事業利用の提案や、必要なアドバイスを行います。

(イ) 一般相談

学齢以上の子どもの保護者や関係機関からの相談に応じ、必要なアドバイスを行うとともに、地域の関係機関との連携を図ります。

(ウ) 健康推進課事業「マロングループ」への職員派遣

健康推進課が実施している「マロングループ」（1歳6か月～2歳6か月前後の幼児を対象とした親子参加型のグループ。遊びのなかで、保護者が子どもへの関わり方を学び、子どもが持っている

る力を十分に発揮できるよう支援する事業)に職員を派遣します。

(エ) 発達相談コーディネーター (令和4年度内に配置予定)

発達に障害やかたよりがある子どもの就園・就学や、療育機関の利用、医療機関への受診等について、保護者にライフステージに応じた情報提供を行うとともに、ライフステージの移行期において家庭や支援機関等と連携して情報の引継ぎを行い、支援サービスのコーディネートを行います。

イ 子ども施設支援 *調布市単独事業

幼稚園・保育園・児童館・学童クラブ・放課後等デイサービス事業所などの子ども施設の職員を対象に、子どもへの関わり方や環境整備などについて、相談に応じます。

(ア) 子ども施設訪問事業 (随時)

調布市に在住している子どもが在籍する、私立幼稚園、幼稚園類似施設、私立保育園及び認証保育所、学童クラブ、放課後等デイサービス事業所において、配慮を必要とする園児、児童を担当する職員を対象に、保護者の承諾を得たうえで、専門職員を派遣し、配慮すべきこと等について助言を行います。

(イ) 子ども施設研修会 (2回/年予定)

子ども施設の職員を対象に開催し、関係職員の理解啓発に努めます。

(ウ) 療育見学会 (6回/年予定)

子ども施設の職員を対象に開催し、発達センターの療育場面の見学・参加と情報交換を行い、連携強化を図ります。

(エ) 公立保育園研修会

調布市の公立保育園の職員を対象に開催し、発達センターの療育場面に参加することにより、個別的な支援を必要とする児童への対応方法を学ぶ機会を提供し、互いの業務への理解を深め、連携強化を図ります。

ウ 巡回支援事業 *調布市単独事業

子ども発達センターの言語聴覚士、心理士、保育士等の専門職が、幼稚園や保育園を定期的に訪問し、子どもの対応やクラスの運営方法

等について職員に対して助言等を行います。

エ 啓発活動・保護者支援 ＊調布市単独事業

市民への理解啓発を図るため、講演会などを開催するほか、保護者の交流や自主的活動を支援します。

(ア) 講演会(市民対象)(11月予定)

子どもの発達や子育てに関する講演会を開催し、広く市民に対して発達に関する理解啓発を進めます。

(イ) 保護者講習会(2回/年予定)

発達センター利用の保護者を対象に、各種専門職及び外部講師による勉強会を実施します。

(ウ) 関係機関への講師派遣(随時)

関係機関の研修会や出前講座などに講師を派遣し、発達障害の理解、および対応等に関する理解啓発を進めます。

(エ) 出張相談・講習会(アウトリーチ)

令和2年度～3年度の実績を踏まえ、より効果的な取組となるよう、実施時期や内容等を検討・試行します。

(オ) 保護者支援(随時)

通園事業父母会、発達センター利用者友の会等、保護者の活動に協力します。また、グループ療育・年長児の個別療育や発達検査において、可能な範囲で預け先のないきょうだい児を保育し、保護者が安心して活動に参加できるよう支援します。

オ 障害児緊急一時養護事業等の実施 ＊調布市単独事業

家族の疾病等の理由により、養育が困難となった場合に一時的に障害児等を養育・保護する「緊急一時養護事業」と、家族の休息等必要に応じて一時的に障害児等を養育・保護する「リフレッシュ支援事業」を実施します。

カ 障害児相談支援事業の実施 ＊児童福祉法に基づく事業

児童福祉法に規定された障害児支援利用計画を作成するとともに、各事業所職員と連携しながら子どもの生活全体をとらえた総合的な相談支援の充実を図ります。

【参考】

第2期調布市障害児福祉計画サービス見込み量（令和4年度）

実利用者数580人（発達センター見込み量140人）

キ 保育所等訪問支援事業 ＊児童福祉法に基づく事業

児童の保育所等における集団生活への適応支援を図るため、保育園や幼稚園等、子ども施設を訪問し専門的な支援を実施します。

【参考】

第2期調布市障害児福祉計画サービス見込み量（令和4年度）

延べ利用日数84日 実利用者数7人

ク 障害児等福祉教育連携会議 ＊調布市単独事業

i-ファイルの周知・活用を推進するとともに、乳幼児から学齢児以降への一貫支援を目指し、個別的な配慮を要する子どもの支援について関係する福祉・教育機関との情報共有・連携強化を図ります。

ケ 児童発達支援事業所等連絡会 ＊調布市単独事業

調布市における児童発達支援の中核機関として、市内事業所の支援と情報共有を図るため、連絡会を実施します。

コ 医療的ケア児支援関係機関連絡会 ＊調布市単独事業

医療的ケアを必要とする子どもとその家族が、地域において安心して生活できるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、連絡調整、情報交換を図るため、連絡会を実施します。

5 年間予定

（令和4年4月1日現在）

	通園事業	発達支援事業・相談事業
5月		10日(火)就学に関する説明会
6月		13日(月)療育見学会 保護者講習会
7月		11日(月)療育見学会 25日(月)療育見学会 子ども施設研修会

8月	24日(水)なつまつり① 26日(金)なつまつり② 30日(火)なつまつり③	通園事業説明会
9月	26日(月)保護者会① 27日(火)保護者会②	小1ママパパおしゃべり会
10月	7日(金)クラス遠足① 14日(金)クラス遠足② 21日(金)クラス遠足③ 28日(金)クラス遠足④	24日(月)療育見学会 29日(土)センターまつり
11月	18日(金)うんどうかい	15日(火)市民講演会 21日(月)療育見学会
12月	21日(水)こどものつどい① 23日(金)こどものつどい②	12日(月)療育見学会
1月	28日(土)先輩パパとの 交流会	子ども施設研修会 保護者講習会
2月	22日(水)新入園児体験会	
3月	16日(木)卒園式 31日(金)新入園児説明会	

※ 通園事業のなつまつり,保護者会,クラス遠足及びこどものつどいは,新型コロナウイルス感染予防対策の観点から,複数の日程に分けて実施する予定です。

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響等により,日程や内容を変更する場合があります。

6 その他

(1) 子ども発達センター運営会議(2回/年予定)

発達センターの事業運営・課題について利用児童の保護者のほか,関係者の意見を反映させ,運営を円滑に行うために開催します。